

四街道市第2回農業委員会議事録

令和8年5月8日(金)

第2回農業委員会総会会議次第

日時： 令和8年5月8日
午後2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

2番 佐藤 慎一 委員

3番 栗山 治 委員

3. 議 事

議案第1号 令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

協議報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

協議報告第7号 生産緑地のあっせんについて

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（13名）議席順

1番 石川博行	2番 佐藤慎一
3番 栗山治	5番 中村礼奈
6番 三石浩	7番 佐藤由美子
8番 山崎哲保	9番 梅澤久史
10番 名児耶晴夫	11番 小金井貞夫
12番 細野裕樹	14番 勝山高治
15番 橋本豊	

欠席委員（1名）議席順

13番 江原智希

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	菅原 英明
主査補	酒井 哲也
主任主事	山中 真知子

令和8年度第2回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和8年5月8日（金）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（三石会長） 令和8年度第2回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は13名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員2番 佐藤慎一委員、3番 栗山委員にお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第1号「令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」ですが、農業委員が関係する事案でございます。当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による「議事参与の制限」により審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

（委員1名退席）

○議 長 再開します。

議案第1号「令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について 四街道市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められ、審議を求めるものです。

○議 長 続きまして、産業振興課より説明をお願いいたします。

○産業振興課 2ページから10ページになります。第2次農用地利用集積等促進計画案です。今回は、すべて新規という扱いになり、件数は21件です。

甲の欄、「利用権の設定をする者」は21件です。乙の欄「利用権の設定を受ける者、兼、転貸を行う者」は、公益社団法人千葉県園芸協会です。また、丙の欄「転貸を受ける者」は、法人1件と個人3件です。

2ページをお開きください。

番号1につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号2につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号3につきましては、山梨の田4筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

3ページをお開きください。

番号4につきましては、山梨の田14筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号5につきましては、山梨の田3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号6につきましては、山梨の田3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

4ページをお開きください。

番号7につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号8につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号9につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

5ページをお開きください。

番号10につきましては、山梨の田8筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号11につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号12につきましては、山梨の田2筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

6ページをお開きください。

番号13につきましては、山梨の田3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号14につきましては、山梨の田6筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利

用、期間は10年です。

番号15につきましては、山梨の田1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

7ページをお開きください。

番号16につきましては、山梨の田8筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号17につきましては、山梨の田3筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号18につきましては、大日の畑2筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は飼料畑として利用、期間は5年です。

8ページをお開きください。

番号19につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は飼料畑として利用、期間は5年です。

番号20につきましては、山梨の田2筆で新規、利用権の種類は使用賃借権、内容は田として利用、期間は10年です。

番号21につきましては、内黒田の畑2筆で新規、利用権の種類は使用賃借権、内容は畑として利用、期間は5年です。

9ページをお開きください。

令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の集計表です。

10ページをお開きください。

令和8年度第2次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の農業経営の状況等です。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 議案第1号につきまして、事務局及び産業振興課から説明がありました。質問等はございますか。

○議長 細野委員

○細野委員 番号3の4の全体面積がかなり大きいですがこれは正しいのですか。

○議長 産業振興課

○産業振興課 入力間違いでした。申し訳ございませんでした。

○議長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

- 議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第1号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第1号につきましては、可決いたします。
- 議 長 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。
暫時休憩します。

(委員1名入室)

- 議 長 再開します。
次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

- 事務局 11ページをお開き下さい。
協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。
整理番号1項及び2項の2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が、駐車場1件、専用住宅1件に転用するという届出です。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

- 議 長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

- 事務局 12ページをお開き下さい。
協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。
整理番号1項及び2項の2件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受け、専用住宅2件に転用するという届出です。
内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

- 議 長 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 13ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項につきましては、20年以上前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号2項につきましては、20年以上前から宅地、または雑種地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

整理番号3項につきましては、20年以上前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 14ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の車両置場への転用につきましては、4月7日に山崎委員と事務局で現地を確認したところ、完了しておりました。

整理番号2項の駐車場及び冷蔵施設への転用につきましては、4月7日に江原委員と事務局で現地を確認したところ、完了しておりました。

整理番号3項及び4項の駐車場及び資材置場への転用につきましては、4月28日に細野委員と事務局で現地を確認したところ、完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 15ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項及び2項の特定建築条件付土地（24区画）への転用につきましては、4月13日に石川委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに宅地造成が完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第6号「農地転用許可後の工事進捗状況報告について」事務局の説

明をお願いします。

○事務局 16ページをお開き下さい。

協議報告第6号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の貸駐車場については、現在造成中です。

整理番号2項の専用住宅については、現在造成中です。

整理番号3項の特定建築条件付土地（2区画）については、現在造成中です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第7号「生産緑地のあっせんについて」事務局の説明をお願いします。

○事務局 17ページをお開き下さい。

協議報告第7号 生産緑地のあっせんについて、生産緑地法第17条の2に基づき、四街道市長から生産緑地のあっせんについて農業委員会に協力を求められたものです。

18ページをお開きください。

生産緑地の取得のあっせん公告です。所在地は、19ページ及び20ページの案内図等をご覧ください。当該地は、鹿渡の畑816平方メートルで、売渡希望価格は2億円で、平米単価にすると約24万5千円です。買取者の資格は、農業に従事でき、農地法第3条による許可の取得が見込まれる者です。

申出期限は令和8年6月24日水曜日です。

今回のあっせんが不調であった場合は、生産緑地が解除され、土地所有者により農地転用等の処分が可能となります。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から7号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から7号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については終了しますが、議案及び協議報告に関しその他として何かありますか。

(意見等なし)

4. その他

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

6月の開催予定については、事前調査会が6月1日の月曜日に、第3班の委員にお願いいたします。また、総会は、6月8日の月曜日午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。また、農地相談日は、6月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたら、お願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時20分

令和8年5月8日

農業委員会長

議事録署名委員

2番

3番